日本橋とやま館 首都圏広報及びネットワーク構築業務委託プロポーザル実施要領

１　趣旨

日本橋とやま館は2016年6月の開館以来、首都圏の方々を対象に富山県の魅力を伝える

ため、富山県産品の販売、和食レストランでの飲食、様々な企画イベントなどの取組みを

行い、売上向上、新規会員獲得、富山県の認知度向上などに一定の成果をあげてきました。

一方で新型コロナウイルスの影響で、ＤＸが加速し、人々の働き方を含むライフスタイ

ルや価値観が大きく変化したことで、東京の一極集中の課題が浮き彫りとなり、首都圏（東

京）と地方（富山）の関係性についても、持続可能性や社会課題の解決といった新たな視

点でのイノベーションが求められる状況になってきております。

こうした状況を踏まえ、今年開館５周年の節目を迎えたことを契機に、ウィズコロナ

時代に沿った拠点活動のあり方を検討しております。これまでの富山県の魅力を伝え、富

山県及び日本橋とやま館のファンを獲得する活動に加え、首都圏と富山の新しい関係性を

見据えた「ラボ機能」を備えた施設として、ネットワーク構築や価値創造につなげるための新たな方策の提案を公募型プロポーザルにて募集いたします。

２　業務委託内容

　　別紙仕様書のとおり

３　委託期間

契約締結の日から令和４年３月３１日（木）まで

４　委託費

　　金６,０００千円（消費税及び地方消費税含む）以内

　　ただし、仕様書中の２（４）の取組に係る予算は、別枠（上記6,000千円に上乗せするもの）とし、別途協議のうえ決定します。

※上記予算額は、契約時の予定価格を示すものではありません。

５　委託業者選定方法

　　公募型プロポーザル方式

６　プロポーザルの参加手続き等

（１）プロポーザル参加申込み

　　プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり必要書類を提出してください。

・提出書類：参加申込書（別紙１）

・提出期限：令和３年７月２日（金）17:00まで

・提出方法：電子メール又は郵送

・提 出 先：下記「１２　提出・問合せ先」に同じ

なお、参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、７月１２日(月)17:00ま

でに辞退届（様式任意）を提出してください。

（２）質問の受付等

①企画提案に関する質問は、７月２日（金）17:00までに電子メール又はＦＡＸにて受け

付けます。（別紙２参照。電話及び口頭による質問は受け付けません。）

②質問に対する回答は、プロポーザルに参加申し込みのあった全社に電子メールで回答

します。

なお、以下の質問については、受け付けしません。

ア 評価基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ その他プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

７　企画提案書等の提出

プロポーザルに参加申込みをした者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

（１）提出期限：令和３年７月１２日（月）17:00まで

（２）提出方法：郵送又は持参

（３）提出場所：下記「１２ 提出・問合せ先」に同じ

（４）提出書類

　　　次の①～④までの書類をセットにして６部（本通１部、写し５部）提出してください。

①企画提案書（様式任意）

上記「１ 趣旨」を踏まえて、企画提案のテーマやコンセプトを設定し、次のア～エの項目について、別紙仕様書の２（１）～（４）を参照のうえ提案してください。

広報媒体や企画実施の対象期間は、令和３年１０月から令和４年３月までの６ヶ月間とします。

ア　富山が誇るヒト・モノ・コトなどの魅力を伝える新しい提案（計３回）

イ　日本橋とやま館の物産・イベント等の定例情報の発信（計６回（月１回））

ウ　事業実施により期待される効果とその測定（検証）方法

エ　その他自由提案

②仮原稿

上記のア、イの提案に係る紙及びデジタル媒体について、別紙３「仮原稿の作成にあ

たって」を参照のうえ作成してください。

③会社概要及び業務実施体制（様式任意）

会社の基本情報・業務概要、下記の「９参加資格（１）」に係る実績、当該業務の実施体制（メンバー、組織図等）について記載してください。

④経費見積書（様式任意）

上記のア～エの項目別の内訳を記載願います。

なお、エについては、総額（600万円以内）に含めないでください。

８　審査方法等

（１）審査方法

別紙４「企画提案書の評価基準」に基づき、プレゼンテーションによる審査を行いま

す。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類審査を実施する場合が

　　あります。

（２）プレゼンテーション審査

　　次のとおりプレゼンテーションによる審査を行い、最も評価得点の高い者を採用者と

して決定します。

　　○日時：令和３年７月１５日（木）13時00分から

※具体的な時間割りについては、別途、参加者に連絡します。

　　○場所：富山県首都圏本部

東京都千代田区平河町２－６－３　都道府県会館１３階

（※日本橋ではありませんのでご注意ください。）

　　＜注意事項＞

①プレゼンテーションの持ち時間は、１社あたり２５分以内を予定しています。

（目安：説明２０分、質疑応答５分）

　　　　②パソコン等の機器等の持ち込みは可能です。

（プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は、事前にご連絡願います。）

　　　　③会場への入室は１社あたり３名以内とします。

（３）結果通知

審査結果は、７月下旬までに全ての応募者に通知します。

なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

９　参加資格

　次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

（１）パブリシティ活動に関する専門的なノウハウを有し、過去に首都圏に向けた自治体又

はこれに準ずる団体のＰＲ関連業務を受託した実績を有すること。

（２）本業務の遂行に係る連絡、調整、打ち合わせ等に際し、迅速に対応できる体制を有し

ていること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者で

あること。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項に基づく更生手続き開始の申

し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基づく民事再生手

続き開始の申し立てがなされていない者であること。

（５）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算

の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づ

く破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（６）次のいずれにも該当しない者。

ア　役員等（個人の場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しく

は常時契約を締結する事業者の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不

当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力

団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴

力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接

的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

る者。

カ　役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると

認められる者。

（７）富山県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

１０　その他

（１）採用された企画提案内容は、日本橋とやま館と協議のうえ変更することがあります。

（２）審査結果に関する問合せには一切応じません。

（３）本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とします。

（４）提出書類は返還しません。

（５）令和４年度において、日本橋とやま館が本業務を継続して実施する場合の委託契約の

相手方は、原則として、本プロポーザルの採用者とします。

（※令和４年度富山県一般会計予算及び一般財団法人富山会館予算の成立が条件となります。）

１１　全体スケジュール

（１）プロポーザル参加申込み・質問受付締切り　　令和３年７月２日（金）17時

（２）企画提案書等の提出期限　　　　　　　　　　令和３年７月１２日（月）17時

（３）プレゼンテーション審査の実施　　　　　　　令和３年７月１５日（木）13時～

（４）採用決定　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年７月下旬（予定）

１２　提出・問合せ先

〒103-0022　東京都中央区日本橋室町１－１１－２　二葉ビル２階

日本橋とやま館　重田

　　　E-mail：toyamakan3@toyamakan.or.jp

TEL：03-6262-2723　　FAX：03-6262-2724

　　　（※上記住所は、日本橋とやま館の所在地ではありませんのでご注意ください。）